

別表 10-1 出張費（北海道）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	北海道	
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域	札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町	
出張費	0 円	
地域 B 事務所から概ね 15km～30km までに含まれる区域	岩見沢市、千歳市、恵庭市、新篠津村、喜茂別町、京極町、赤井川村、南幌町、長沼町	
出張費	0 円	
地域 C 事務所から概ね 30km～50km までに含まれる区域	夕張市、苫小牧市、美唄市、三笠市、伊達市、真狩村、留寿都村、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、由仁町、栗山町、月形町、浦臼町、白老町、安平町	
出張費	共同 0 円 戸建 14,000 円	
地域 D 事務所から概ね 50km～100km までに含まれる区域	旭川市、室蘭市、留萌市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、長万部町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、奈井江町、上砂川町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、増毛町、豊浦町、壮瞥町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町	
出張費	21,000 円	
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域		
出張費		

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表10-2 出張費（東北1）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	宮城県	青森県	岩手県	秋田県
地域A 事務所から概ね 15kmまでに含まれる 区域	仙台市、名取市、岩 沼市、多賀城市、塩 釜市、利府町、富谷 町、七ヶ浜町			
出張費	0円			
地域B 事務所から概ね 15km～30kmまでに 含まれる区域	色麻町、大衡村、大 和町、大郷町、松島 町、川崎町、村田町、 蔵王町、柴田町、大 河原町、亘理町			
出張費	0円			
地域C 事務所から概ね 30km～50kmまでに 含まれる区域	大崎市、石巻市、東 松島市、白石市、角 田市、加美町、涌谷 町、美里町、山元町、 丸森町、七ヶ宿町			
出張費	共同 戸建 0円 14,000円			
地域D 事務所から概ね 50km～100kmまでに 含まれる区域	栗原市、登米市、気 仙沼市、南三陸町、 女川町		一関市、奥州市、陸 前高田市、平泉町	湯沢市
出張費	21,000円		21,000円	21,000円
地域E 事務所から概ね 100km以遠の区域		全域	地域D以外の区域	地域D以外の区域
出張費		25,000円	25,000円	25,000円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000円（消費税抜）に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表10-3 出張費（東北2）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	山形県	福島県		
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域				
出張費				
地域 B 事務所から概ね 15km～30km までに含まれる区域				
出張費				
地域 C 事務所から概ね 30km～50km までに含まれる区域	山形市、上山市、天童市、東根市、尾花沢市、村山市、寒河江市、河北町、中山町、山辺町、大石田町			
出張費	共同 0 円 戸建 14,000 円			
地域 D 事務所から概ね 50km～100km までに含まれる区域	酒田市、鶴岡市、新庄市、南陽市、米沢市、長井市、最上町、舟形町、金山町、真室川町、鮭川村、戸沢村、庄内町、大蔵村、西川町、大江町、朝日町、白鷹町、小国町、高島町、川西町、飯豊町、三川町	福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、二本松市、国見町、桑折町、新地町、川俣町、飯館村、浪江町、葛尾村、双葉町		
出張費	21,000 円	21,000 円		
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域	遊佐町	地域 D 以外の区域		
出張費	25,000 円	25,000 円		

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表10-4 出張費（関東1）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	東京都	神奈川県	埼玉県
地域A 事務所から概ね 15kmまでに含まれる区域	東京23区、西東京市、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、清瀬市、東久留米市、東村山市、東大和市、武蔵村山市、小平市、立川市、昭島市、国分寺市、小金井市、国立市、府中市、日野市、多摩市、稲城市、町田市、八王子市、青梅市、瑞穂町、羽村市、日の出町、あきる野市、福生市	横浜市、川崎市	戸田市、川口市、和光市、蕨市、川口市、さいたま市、越谷市、ふじみ野市、富士見市、志木市、三芳町、朝霞市、新座市、宮代町、白岡市、北本市、蓮田市、伊奈町、桶川市、上尾市、春日部市、川島町、川越市、所沢市、入間市
出張費	0円	0円	0円
地域B 事務所から概ね 15km～30kmまでに含まれる区域	檜原村、奥多摩町	相模原市、愛川町、厚木市、座間市、大和市、綾瀬市、海老名市、伊勢原市、寒川町、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市、清川村	松伏町、吉川市、三郷市、八潮市、草加市、加須市、幸手市、久喜市、鴻巣市、吉見町、東松山市、杉戸町、鳩山町、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、日高市、狭山市、大里町、行田市、羽生市、飯能市
出張費	0円	0円	0円
地域C 事務所から概ね 30km～50kmまでに含まれる区域	地域A～B以外の区域	秦野市、松田町、中井町、大井町、開成町、大磯町、二宮町、小田原市	越生町、横瀬町、ときがわ町、東秩父村、小川町、嵐山町、滑川町、寄居町、深谷市、熊谷市
出張費	共同 戸建	共同 戸建	共同 戸建
	0円 14,000円	0円 14,000円	0円 14,000円
地域D 事務所から概ね 50km～100kmまでに含まれる区域		地域A～C以外の区域	地域A～C以外の区域
出張費		21,000円	21,000円
地域E 事務所から概ね 100km以遠の区域			
出張費			

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表10-5 出張費（関東2）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	千葉県	茨城県	栃木県	群馬県
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域	千葉市、船橋市、市川市、習志野市、浦安市、松戸市、八千代市、四街道市、佐倉市、市原市、八街市			
出張費	0 円			
地域 B 事務所から概ね 15km～30km までに含まれる区域	成田市、富里市、木更津市、長南町、長柄町、茂原市、大網白里市、東金市、酒々井町、印西市、栄町、柏市、我孫子市、流山市、野田市、袖ヶ浦市、鎌ヶ谷市、白井市、白子町、九十九里町、芝山町、山武市	取手市、守谷市、利根町、龍ヶ崎市、境町、五霞町、つくばみらい市、坂東市		
出張費	0 円	0 円		
地域 C 事務所から概ね 30km～50km までに含まれる区域	君津市、富津市、鴨川市、大多喜町、勝浦市、御宿町、いすみ市、睦沢町、一宮町、長生村、横芝光町、多古町、旭市、神崎町、香取市、匝瑳市	牛久市、つくば市、河内町、稲敷市、美浦村、阿見町、土浦市、古河市、下妻市、結城市、八千代町、常総市	小山市、足利市、佐野市、栃木市、野木町、岩舟町	板倉町、館林市、明和町、邑楽村、千代田町、大泉町
出張費	共同 0 円 戸建 14,000 円	共同 0 円 戸建 14,000 円	共同 0 円 戸建 14,000 円	共同 0 円 戸建 14,000 円
地域 D 事務所から概ね 50km～100km までに含まれる区域	地域 A～C 以外の区域	地域 B、C 及び E 以外の区域	壬生町、上三川町、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、芳賀町、益子町、茂木町、市貝町、高根沢町、日光市、足尾町、さくら市、那須烏山市、下野市	太田市、伊勢崎市、玉村町、桐生市、前橋市、高崎市、藤岡市、安中市、富岡市、甘楽町、神流町、下仁田町、南牧村、上野村、沼田市、昭和村、吉岡町、渋川市、榛東村、みどり市
出張費	21,000 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域		日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、大子町、東海村	地域 C 及び D 以外の区域	地域 C 及び D 以外の区域
出張費		25,000 円	25,000 円	25,000 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円（消費税抜）に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 10-6 出張費 (中部 1)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	愛知県	新潟県	富山県	石川県
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域	名古屋市、尾張旭市、長久手市、日進市、東郷町、豊明市、東海市、飛島村、蟹江町、あま市、津島市、大治町、稲沢市、豊山町、清須市、北名古屋市、弥富市	「2. その他の地域区分」に該当		
出張費	0 円			
地域 B 事務所から概ね 15km～30km までに含まれる区域	小牧市、犬山市、春日井市、瀬戸市、豊田市、みよし市、刈谷市、知立市、安城市、高浜市、大府市、東浦町、知多市、阿久比町、半田市、一宮市、江南市、大口町、扶桑町、岩倉市、愛西市			
出張費	0 円			
地域 C 事務所から概ね 30km～50km までに含まれる区域	岡崎市、豊川市、蒲郡市、幸田町、西尾市、碧南市、武豊町、常滑市、美浜町、南知多町			
出張費	共同 0 円 戸建 14,000 円			
地域 D 事務所から概ね 50km～100km までに含まれる区域	地域 A～C 以外の区域			
出張費	21,000 円			
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域			全域	全域
出張費			25,000 円	25,000 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜き金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円 (消費税抜) に別途実費交通費が加算されます

- ・ 別表によらず離島するとき
- ・ BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 10-7 出張費 (中部2)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域				
出張費				
地域 B 事務所から概ね 15km~30km までに含まれる区域		上野原市		海津市、輪之内町、羽島市、大垣市、岐阜市、笠松町、岐南町、各務原市、多治見市
出張費		0 円		0 円
地域 C 事務所から概ね 30km~50km までに含まれる区域		大月市、都留市、甲州市、小菅村、丹波山村、道志村		養老町、関ヶ原町、安八町、垂井町、瑞穂市、神戸町、池田町、北方町、大野町、関市、美濃市、坂祝町、美濃加茂市、富加町、七宗町、川辺町、八百津町、可児市、御嵩町、瑞浪市、土岐市
出張費		共同 戸建 0 円 14,000 円		共同 戸建 0 円 14,000 円
地域 D 事務所から概ね 50km~100km までに含まれる区域	若狭町、美浜町、敦賀市、南越前町、池田町、大野市、高浜町、おおい町、小浜市	地域 B 及び C 以外の区域	王滝村、上松町、大桑村、南木曾町、飯田市、阿智村、下条村、泰阜村、平谷村、阿南町、根羽村、売木村、天龍村	本巣市、山県市、郡上市、下呂市、白川町、東白川村、恵那市、中津川市、揖斐川町
出張費	21,000 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域	地域 D 以外の区域		地域 D 以外の区域	地域 B~D 以外の区域
出張費	25,000 円		25,000 円	25,000 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 10-8 出張費 (中部3)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	静岡県			
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域				
出張費				
地域 B 事務所から概ね 15km～30km までに含まれる区域				
出張費				
地域 C 事務所から概ね 30km～50km までに含まれる区域				
出張費				
地域 D 事務所から概ね 50km～100km までに含まれる区域	小山町、御殿場市、裾野市、長泉町、三島市、函南町、熱海市、清水町、伊豆の国市、伊東市、伊豆市、東伊豆町、河津町、西伊豆町、沼津市、富士市、富士宮市、静岡市湖西市、浜松市、磐田市			
出張費	21,000 円			
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域	地域 D 以外の区域			
出張費	25,000 円			

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表10-9 出張費（関西1）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	大阪府	兵庫県	三重県	滋賀県
地域A 事務所から概ね 15kmまでに含まれる区域	大阪市、豊中市、吹田市、摂津市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、松原市、大阪狭山市、羽曳野市、泉大津市、堺市、高石市、忠岡町	神戸市、芦屋市、西宮市、三木市、尼崎市、加古川市、姫路市、加西市、高砂市、たつの市、福崎町、太子町		
出張費	0円	0円		
地域B 事務所から概ね 15km～30kmまでに含まれる区域	貝塚市、岸和田市、和泉市、泉佐野市、田尻町、熊取町、河内長野市、千早赤阪村、富田林市、河南町、太子町、藤井寺市、柏原市、大東市、四条畷市、交野市、寝屋川市、枚方市、茨木市、池田市、箕面市、高槻市、島本町、能勢町、豊能町	伊丹市、川西市、宝塚市、明石市、三田市、稲美町、猪名川町、播磨町、小野市、赤穂市、相生市、上郡町、市川町、西脇市、宍粟市、佐用町、加東市、多可町、神河町	桑名市、朝日町、川越町、木曾岬町	
出張費	0円	0円	0円	
地域C 事務所から概ね 30km～50kmまでに含まれる区域		篠山市、丹波市、朝来市	いなべ市、東員町、菰野町、四日市市、鈴鹿市	
出張費		共同 戸建 0円 5,000円	共同 戸建 0円 14,000円	
地域D 事務所から概ね 50km～100kmまでに含まれる区域		養父市、豊岡市、香美町、新温泉町、淡路市、洲本市、南あわじ市	亀山市、津市、伊賀市、名張市、松阪市、大台町、明和町、多気町、度会町、玉城町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町	全域
出張費		21,000円	21,000円	21,000円
地域E 事務所から概ね 100km以遠の区域			地域B～D以外の区域	
出張費			25,000円	

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000円（消費税抜）に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 10-10 出張費（関西2）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	京都府	奈良県	和歌山県	
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域				
出張費				
地域 B 事務所から概ね 15km～30km までに含まれる区域	八幡市、京田辺市	生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、王寺町、河合町、上牧町		
出張費	0 円	0 円		
地域 C 事務所から概ね 30km～50km までに含まれる区域	京都市、亀岡市、向日市、宇治市、長岡京市、城陽市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城町、木津川市	大和郡山市、奈良市、天理市、桜井市、大和高田市、橿原市、御所市、五條市（地域 D を除く）、高取町、明日香村、三宅町、川西町、田原本町、広陵町、葛城市、大淀町		
出張費	共同 0 円 戸建 10,500 円	共同 0 円 戸建 10,500 円		
地域 D 事務所から概ね 50km～100km までに含まれる区域	綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、伊根町、京丹後市、京丹波町、南丹市、与謝野町	山添村、吉野町、下市町、五条市（西吉野町、大塔町）、野迫川村、十津川村、天川村、黒滝村、上北山村、下北山村、川上村、東吉野村、御杖村、曾爾村、宇陀市	地域 E 以外の区域	
出張費	21,000 円	21,000 円	21,000 円	
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域			田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、串本町、古座川町、那智勝浦町、太地町、新宮市、北山村	
出張費			25,000 円	

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円（消費税抜）に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表10-11 出張費（中国1）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	広島県	鳥取県	島根県	岡山県
地域A 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域	広島市、呉市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町			
出張費	0円			
地域B 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、			
出張費	0円			
地域C 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	竹原市、三原市、三次市、大崎上島町、世羅町		浜田市、益田市、邑南町、津和野町、吉賀町	美作市、西栗倉村、和気町、備前市、瀬戸内市
出張費	共同 0円 戸建 14,000円		共同 0円 戸建 14,000円	共同 0円 戸建 14,000円
地域D 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	尾道市、福山市、府中市、庄原市、神石高原町	日南町、若桜町、智頭町、八頭町、岩美町、鳥取市、湯梨浜町、三朝町、倉吉市	出雲市、大田市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町	地域C以外の区域
出張費	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円
地域E 事務所から概ね100km以遠の区域		地域D以外の区域	地域C～D以外の区域	
出張費		25,000円	25,000円	

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表10-12 出張費（中国2）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	山口県			
地域A 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域				
出張費				
地域B 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域				
出張費				
地域C 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	岩国市、柳井市			
出張費	共同 0円 戸建 14,000円			
地域D 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	山口市、萩市、防府市、下松市、光市、美祢市、周南市、田布施町、平生町、阿武町、下関市、山陽小野田市、宇部市、長門市			
出張費	21,000円			
地域E 事務所から概ね100km以遠の区域	地域C～D以外の区域			
出張費	25,000円			

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表10-13 出張費（四国）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
地域A 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域 出張費	「2. その他の地域区分」に該当	「2. その他の地域区分」に該当	「2. その他の地域区分」に該当	「2. その他の地域区分」に該当
地域B 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域 出張費				
地域C 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域 出張費				
地域D 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域 出張費				
地域E 事務所から概ね100km以遠の区域 出張費				

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表10-14 出張費（九州1）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
地域A 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域	福岡市、新宮町、志免町、粕屋町、篠栗町、宇美町、須恵町、久山町、那珂川町、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、古賀市、糸島市			
出張費	0円			
地域B 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	福津市、宮若市、飯塚市、小郡市、桂川町、筑前町、宗像市、朝倉市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、大刀洗町	鳥栖市、佐賀市、基山町、唐津市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町		
出張費	0円	0円		
地域C 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	中間市、直方市、田川市、芦屋町、岡垣町、遠賀町、水巻町、八女市、筑後市、大川市、柳川市、久留米市、うきは市、赤村、添田町、香春町、川崎町、糸田町、大任町、福智町、東峰村、大木町、広川町、北九州市、行橋市、みやま市、みやこ町	多久市、小城市、白石町、大町町、江北町、玄海町、伊万里市、武雄市		
出張費	共同 0円 戸建 14,000円	共同 0円 戸建 14,000円		
地域D 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	豊前市、大牟田市、吉富町、上毛町、築上町、苅田町	鹿島市、嬉野市、有田町、太良町	諫早市、大村市、佐世保市、島原市、平戸市、松浦市、西海市、雲仙市、南島原市、佐々町、時津町、長与町、川棚町、波佐見町、東彼杵町、長崎市	熊本市、荒尾市、菊池市、玉名市、山鹿市、阿蘇市、合志市、小国町、南小国町、嘉島町、益城町、大津町、菊陽町、和水町、長洲町、南関町、玉東町、南阿蘇村、産山村、西原村
出張費	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円
地域E 事務所から概ね100km以上の区域			地域D以外の区域	地域D以外の区域
出張費			25,000円	25,000円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当50,000円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以上の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表10-15 出張費（九州2）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	大分県	宮崎県	鹿児島県	
地域A 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域				
出張費				
地域B 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域				
出張費				
地域C 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域				
出張費				
地域D 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	宇佐市、日田市、豊後高田市、中津市、杵築市、日出町、由布市、玖珠町、九重町、竹田市、別府市			
出張費	21,000円			
地域E 事務所から概ね100km以遠の区域	地域D以外の区域	全域	全域	
出張費	25,000円	25,000円	25,000円	

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合は、出張費は日当50,000円（消費税抜）に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 10-16 出張費（沖縄）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	沖縄県			
地域A 那覇空港から概ね 15kmまでに含ま れる区域 出張費	「2. その他の地域 区分」に該当			
地域B 那覇空港から概ね 15km～30kmま でに含まれる区域 出張費				
地域C 那覇空港から概ね 30km～50kmま でに含まれる区域 出張費				
地域D 那覇空港から概ね 50km～100kmま でに含まれる区域 出張費				
地域E 那覇空港から概ね 100km以上の区域 出張費				

2. その他の地域区分

日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます。

以上